

第 3 次三重の健康づくり基本計画（ヘルシーピープルみえ・21） 中間案からの修正点

項番	該当箇所	最終案	中間案
1	全体	体裁の修正 ・ 図表番号付与 ・ グラフの大きさや色調の変更	
2	全体	【第 5 章 p76～77 に追加】 ・ 第 3 次三重の健康づくり基本計画評価指標一覧 【参考資料として p80 以降に追加】 ・ 三重の健康づくり基本計画（ヘルシーピープルみえ・21）最終評価一覧 ・ 三重県健康づくり推進条例 ・ 三重県公衆衛生審議会条例 ・ 三重県公衆衛生審議会委員名簿 ・ 関連計画一覧 ・ 用語解説	(新規)
3	第 1 章 基本的事項 4 全体目標 p4	<p>＜健康寿命の考え方について＞ <u>健康寿命とは、「日常的に介護を必要とせず、自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間」をいいます。</u> <u>健康日本 21（第三次）においては、厚生労働省が 3 年に 1 回実施する国民生活基礎調査における質問の「あなたは現在、健康上の健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか」に対する「ある」の回答を、日常生活に制限があるものと定め、それを基に 3 年ごとに健康寿命を算出していますが、市町ごとの算出はできません。</u> <u>一方、三重県では、毎年県および市町別の数値が必要であることから、県独自で介護保険法による介護認定者数をもとに健康寿命を算定しています。</u> <u>また、精神面の健康度もあわせてみる必要があることから、本計画では、健康寿命の延伸に加え、心身の健康感の向上を全体目標として設定しています。</u></p>	参考：「健康寿命」の考え方について 日常的に介護を必要とせず、自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間をいいます。 本県では、介護保険法による介護認定者数をもとに健康寿命を算出しています。

4	第4章 全体目標 p18	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康寿命は、平成 22 (2010) 年時点で男性 77.1 歳、女性 80.4 歳でしたが、平成 27 (2015) 年時点で男性 77.9 歳、女性 80.7 歳となりました。令和 3 (2021) 年時点では、男性が 79.0 歳、女性が 81.3 歳となり、<u>男性において 1.9 歳、女性において 0.9 歳の健康寿命の延伸がみられます。</u> ○ 平均寿命は、平成 22 (2010) 年時点で男性 79.7 歳、女性 86.3 歳でしたが、平成 27 (2015) 年時点で男性 80.8 歳、女性 87.0 歳となりました。令和 3 (2021) 年時点では、<u>男性が 81.8 歳、女性が 87.7 歳となり、男性において 2.1 歳、女性において 1.4 歳の平均寿命の延伸がみられます。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康寿命は、平成 22 年時点の男性で 77.1 歳、女性で 80.4 歳でしたが、平成 27 年時点で男性 77.9 歳、女性 80.7 歳となりました。令和 3 年時点では、男性が 79.0 歳、女性が 81.3 歳となり、徐々に延伸しています。 ○ しかし、平均寿命の延伸との差をみると、平均寿命は平成 22 年時点で男性が 79.7 歳、女性が 86.3 歳、直近の令和 3 年調査では男性が 81.8 歳、女性が 87.7 歳となり、男性において 2.1 歳、女性において 1.4 歳の延伸が見られるのに対し、健康寿命は平成 22 年時点の数値と令和 3 年調査の数値を比較したとき、男性において 1.1 歳、女性において 0.6 歳の延伸にとどまっています。 																										
5	第4章1(3) 循環器病 p32	循環器病対策基本法では、脳卒中、心臓病その他の循環器病を「循環器病」としているところであり、三重県循環器病対策推進計画および本計画についても同様としています。	(新規)																										
6	第4章2(2) 身体活動・運動 p51	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No</th> <th style="width: 30%;">評価指標</th> <th style="width: 10%;">条件</th> <th style="width: 10%;">現状値</th> <th style="width: 10%;">目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">22</td> <td rowspan="2">運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合</td> <td>小学生</td> <td style="text-align: center;">37.8% (R5)</td> <td style="text-align: center;">45.3% (R9)</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td style="text-align: center;">72.7% (R5)</td> <td style="text-align: center;">78.4% (R9)</td> </tr> </tbody> </table>	No	評価指標	条件	現状値	目標値	22	運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合	小学生	37.8% (R5)	45.3% (R9)	中学生	72.7% (R5)	78.4% (R9)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No</th> <th style="width: 30%;">評価指標</th> <th style="width: 10%;">条件</th> <th style="width: 10%;">現状値</th> <th style="width: 10%;">目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">22</td> <td rowspan="2">運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合</td> <td>小学生</td> <td style="text-align: center;">39.3% (R4)</td> <td style="text-align: center;">45.3% (R9)</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td style="text-align: center;">75.9% (R4)</td> <td style="text-align: center;">78.4% (R9)</td> </tr> </tbody> </table>	No	評価指標	条件	現状値	目標値	22	運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合	小学生	39.3% (R4)	45.3% (R9)	中学生	75.9% (R4)	78.4% (R9)
No	評価指標	条件	現状値	目標値																									
22	運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合	小学生	37.8% (R5)	45.3% (R9)																									
		中学生	72.7% (R5)	78.4% (R9)																									
No	評価指標	条件	現状値	目標値																									
22	運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合	小学生	39.3% (R4)	45.3% (R9)																									
		中学生	75.9% (R4)	78.4% (R9)																									
7	第4章2(2) 身体活動・運動 p51	○ 骨粗鬆症を原因として起こる高齢者の骨折は、生活の質を損ない、日常生活に影響を与えると考えられることから、市町が実施する骨粗鬆症健診の実施に向けた支援を行います。	(新規)																										

8	第4章2(5) 歯・口腔の健康 p60	No	評価指標	条件	現状値	目標値	No	評価指標	条件	現状値	目標値	
		(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	
		29	健康増進法に基づく 歯周病検診受診者の うち指導区分が要精 密検査の人の割合		<u>67.8%</u> (R3)	<u>40.6%</u>	29	40歳以上で自分の歯 が19歯以下の者の割 合(年齢調整値)			26.2%	22.7%
		(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	
		31	かかりつけ歯科医や 職場等で過去1年間に 歯科検診を受診し た人の割合		-	<u>95.0%</u>	31	かかりつけ歯科医や 職場などで定期的に 歯科検診を受ける者 の割合			51.5%	95.0%
9	第4章3(2) 社会とのつながり・こころ の健康の維持 向上 p72	No	評価指標	条件	現状値	目標値	No	評価指標	条件	現状値	目標値	
		(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	
		43	心のサポーター数		-	<u>12,000</u> 人	43	心のサポーター数		- (未実施)	調整中	
10	第4章3(2) 社会とのつながり・こころ の健康の維持 向上 p72	○ 児童生徒が良好な人間関係を築くスキルやさまざまな困難や逆境をしなやかに受け止め適応し回復する力(レジリエンス)を身につけるために、SST(ソーシャルスキルトレーニング)やSGE(構成的グループエンカウンター)の手法を用いた教育実践プログラムを実践するなどして、児童生徒の自己肯定感を高める教育を推進します。					(新規)					

11	第4章3(2) 社会とのつながり・こころの健康の維持向上 P72	○ 「三重県ひきこもり支援推進計画」に基づき、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制づくりを進めます。また、三重県生活相談支援センターに相談支援員やアウトリーチ支援員を配置し、当事者やその家族に寄り添った伴走型支援を行います。	(新規)
12	第4章3(2) 社会とのつながり・こころの健康の維持向上 P73	○ 三重県こころの健康センター（三重県ひきこもり地域支援センター）において、ひきこもりの問題を抱える当事者や家族に対し、電話や面接による相談、多職種連携チームによる訪問も含めた支援を行うとともに、家族教室や支援者向け研修会の開催、支援情報の提供等を行います。	(新規)
13	第4章3(2) 社会とのつながり・こころの健康の維持向上 P73	○ 公立小中学校（義務教育学校を含む）、県立高等学校、県立特別支援学校、教育支援センターにスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心のケアや、保護者の相談、教職員への助言や研修を行うなどして、教育支援体制の充実を進めます。	(新規)
14	第4章3(2) 社会とのつながり・こころの健康の維持向上 P73	○ 児童生徒の自殺（未遂）事案が発生した場合は、事実確認や原因の把握を行い、適切な対応がなされるよう学校に対して指導・助言等を行うとともに、スクールカウンセラー等の緊急派遣による支援を行います。	(新規)